

平成 28 年度 11 月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

国において、10 月 11 日に成立した「平成 28 年度補正予算（第 2 号）」への対応が必要な事業等について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位：億円、%)

会計別	前回までの累計額	11 月補正予算額	11 月現計予算額	28 年度 11 現 / 27 年度 11 現
一般会計	20,141.49	102.84	20,244.33	102.5
特別会計	12,477.87	—	12,477.87	95.7
企業会計	1,082.98	—	1,082.98	94.9
計	33,702.35	102.84	33,805.19	99.6

(注) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

(2) 一般会計の財源内訳

(単位：億円)

款別	前回までの累計額	11 月補正予算額	11 月現計予算額
分担金及び負担金	13.92	0.08	14.00
国庫支出金	1,764.64	53.45	1,818.10
繰越金	1.35	1.84	3.20
諸収入	268.20	1.87	270.08
県債	1,966.45	45.57	2,012.02
その他	16,126.91	—	16,126.91
計	20,141.49	102.84	20,244.33

(注) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

(1) 国の「平成 28 年度補正予算（第 2 号）」への対応

100 億 390 万円

○ 公共事業の追加

100 億 310 万円

- ・ 土地改良（諸磯小網代（三浦市）他 7 箇所） 1 億 1,484 万円
- ・ 道路橋りょう（国道 129 号他 17 箇所、国直轄事業） 13 億 7,845 万円
- ・ 河川海岸（矢上川他 9 箇所、国直轄事業） 23 億 8,600 万円
- ・ 港湾、砂防（湘南港（江の島大橋）他 7 箇所） 10 億 1,560 万円
- ・ 市街地再開発等、公営住宅（二俣川駅南口地区他 6 箇所） 51 億 821 万円

[土地改良については、環境農政局農政部農地課長 TEL 045-210-4460]

[上記以外については、県土整備局事業管理部県土整備経理課長 TEL 045-210-6070]

●○ 農業人材力強化支援事業費

80 万円

若手農業者や、これまで経営に参画することが少なかった女性などを、優れた経営感覚を持つ農業経営者に育成するための研修プログラムの検討を行う。

[環境農政局農政部農業振興課長 TEL 045-210-4420]

(2) その他

●○ ヘルプマーク推進事業費

192 万円

外見から分かりにくい内部障がいがある方等が、必要なときに援助や配慮を受けられるようにするため、「ヘルプマーク」を作成し、配布する。

[保健福祉局福祉部障害福祉課長 TEL 045-210-4700]

○ 病虫害防除事業費

2 億 7,116 万円

ウメ輪紋ウイルスのまん延を防止するため、ウイルスに感染した植物及びその疑いがある植物の伐採等の処分を行う。また、その処分により生ずる損失を所有者に補償する。

[環境農政局農政部農業振興課長 TEL 045-210-4420]

II 条例案等について

1 提出予定議案の概要

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	2 件
条 例 の 改 正	12 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	4 件
そ の 他	6 件
計	24 件

2 主な条例案等

【条例の制定等】

○ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立関係4議案（P6参照）

県内産業の発展及び県民生活の向上に一層貢献できるよう、神奈川県産業技術センター及び公益財団法人神奈川科学技術アカデミーを統合し、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所を設立することに伴い、地方独立行政法人法の規定に基づき、条例の制定のほか所要の定めを行う。

《条例の制定》

- ① 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所への職員の引継ぎに関する条例
- ② 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に係る重要な財産を定める条例

《その他》

- ③ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標
- ④ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に承継させる権利を定めることについて

- ① [総務局組織人材部人事企画担当課長 TEL 045-285-0820]
- ②～④ [産業労働局産業部独立行政法人化担当課長 TEL 045-285-0337]

【条例の改正】

○ 茅ヶ崎市の保健所政令市移行関係2議案（P7参照）

茅ヶ崎市が地域保健法に基づく保健所を設置する市に指定されたことにより、茅ヶ崎保健福祉事務所を廃止し、所管区域の見直しを図るなど、所要の改正を行う。

- ① 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- ② 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例

- ① [総務局組織人材部人事企画担当課長 TEL 045-285-0820]
- ② [保健福祉局総務室管理担当課長 TEL 045-210-4611]

○ 子ども自立生活支援センター設置関係2議案（P8参照）

虐待の影響などから様々な課題を抱えた子どもに対し、総合的な支援体制を構築するため、心理・医療等の専門的ケアができる入所機能をもった子ども自立生活支援センターを新たに設置し、中里学園及びひばりが丘学園を廃止するなど、所要の改正を行う。

- ① 神奈川県立の児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例
- ② 神奈川県立の福祉型障害児入所及び障害者支援複合施設に関する条例の一部を改正する条例

- ① [県民局次世代育成部児童自立支援拠点開設準備担当課長 TEL 045-285-0806]
- ② [保健福祉局福祉部障害サービス担当課長 TEL 045-210-4702]

○ 神奈川県立保健福祉大学条例の一部を改正する条例（P 9 参照）

神奈川県立保健福祉大学大学院に博士課程を設置することに伴い、大学院の修業年限を2年から前期2年、後期3年に改めるため、所要の改正を行う。

[保健福祉局保健医療部公立大学法人化担当課長 TEL 045-210-1111 内線4825]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務及び対象市町村の追加等をするため、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 TEL 045-210-3160]

○ ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例及びかながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例

ボランティア団体等として定義する団体に一般社団法人及び一般財団法人を追加するため、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課長 TEL 045-210-3700]

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（2法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課長 TEL 045-210-3700]

○ 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例等の一部を改正する条例

東京湾における一層の水環境改善を図るため、下水処理場から東京湾に排出される排水に含まれる窒素及び磷含有量の排水基準を見直すなど、所要の改正を行う。

[環境農政局環境部大気水質課長 TEL 045-210-4120]

○ 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物行政の推進に向けた取組みの一環として、屋外広告物設置に係る許可手数料の額の改定など、所要の改正を行う。

[県土整備局都市部都市整備課長 TEL 045-210-6200]

○ 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

県立山北つぶらの公園の一部開園に伴い、県立都市公園の占用許可による使用料を新設するため、所要の改正を行う。

[県土整備局都市部都市公園課長 TEL 045-210-6220]

○ 神奈川県道路交通法関係手数料条例及び神奈川県警察自動車運転免許試験場における運転練習の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

道路交通法の一部改正により、臨時高齢者講習、準中型免許制度等の導入を踏まえ、新たに手数料を規定するなど、所要の改正を行う。

[警察本部交通部運転免許本部免許課課長代理 TEL 045-211-1212 内線785-211]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	工事請負等金額
①	分庁舎新築工事（建築）請負契約	横浜市中区日本大通 5-1	46億2,024万円
②	県民ホール本館電気設備改修工事請負契約	横浜市中区山下町 3-1	6億3,207万4,320円
③	相模川流域下水道右岸処理場焼却炉改築工事（機械・電気）請負契約	平塚市四之宮四丁目地内	39億8,520万円
④	厚木警察署新築工事（建築）請負契約	厚木市水引 1-11-13	16億6,752万円

- ① [総務局財産経営部施設整備課長 TEL 045-210-2550]
- ② [県民局くらし県民部文化課長 TEL 045-210-3800]
- ③ [県土整備局河川下水道部下水道課長 TEL 045-210-6440]
- ④ [警察本部総務部施設課課長代理 TEL 045-211-1212 内線2261]

【その他】

○ 和解について

① 花月園競輪場関係県有地における物品の滅失に伴う損害賠償請求事件に係る和解

花月園競輪場関係県有地の倉庫内に保管されていた、県所有物以外の物品の滅失に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

② 県教育委員会に対する請願の処理に伴う損害賠償請求事件に係る和解

県教育委員会に対する請願の処理に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所小田原支部からの和解勧告に基づき和解する。

- ① [総務局財政部資金・公営事業組合担当課長 TEL 045-210-2290]
- ② [教育局指導部高校教育課長 TEL 045-210-8240]

○ あっせんについて

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する下水道事業に関する損害賠償について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんを申し立てるため、地方自治法第96条第1項の規定により提案する。

[県土整備局河川下水道部下水道課長 TEL 045-210-6440]

○ 当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、平成29年度における宝くじの発売について議決を得るため提案する。（平成29年度発売総額 250億円以内）

[総務局財政部資金・公営事業組合担当課長 TEL 045-210-2290]

4 条例案等関係資料

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の 設立関係 4 議案の概要

(1) 目的

平成29年度に神奈川県産業技術センター（以下「産技センター」という。）と公益財団法人神奈川県立科学技術アカデミーを統合・地方独立行政法人化し、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「産技総研」という。）を設立することに伴い、地方独立行政法人法に基づき、「地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所への職員の引継ぎに関する条例」等の2条例の制定を行う。

また、産技総研が達成すべき業務運営に関する目標である、「地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標」等の2議案について、所要の定めを行う。

(2) 内容

ア 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所への職員の引継ぎに関する条例

産技総研へ業務を円滑に移行するため、産技センター（工芸技術所及び計量検定所を除く。）の職員は、別に辞令を発せられない限り、産技総研の職員となる旨規定する。

イ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に係る重要な財産を定める条例

産技総研の業務運営が確実に行われることを担保し、また、大規模な財産の譲渡等によって産技総研の業務運営の健全性が損なわれることのないよう、譲渡等にあたって設立団体である県の認可を必要とする重要な財産などを規定する。

ウ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標

産技総研が中期計画を策定する際の指針とし、また、産技総研の業務の実績を評価する際の基準とするため、産技総研の設立団体である県は、中期目標として、①中期目標の期間、②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、③業務運営の改善及び効率化に関する事項、④財務内容の改善に関する事項等を定め、産技総研に提示する。

エ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に承継させる権利を定める議案

産技総研の設立団体である県から産技総研へ事務を円滑に移行するため、県が有する不動産を、産技総研の運営に必要な財産として、産技総研の成立の時に承継させる。

(3) 施行期日等

産技総研の成立の日

問い合わせ先

(1)、(2)イウエ

産業労働局産業部

独立行政法人化担当課長 柏崎 電話 045-285-0337

産業振興課技術開発グループ 加藤 電話 045-285-0338

(2)ア

総務局組織人材部

人事企画担当課長 門脇 電話 045-285-0820

人事課人事企画グループ 吉田 電話 045-210-2160

茅ヶ崎市の保健所政令市移行関係 2 議案の概要

(1) 目的

茅ヶ崎市が地域保健法に基づく保健所を設置する市に指定されたことに伴い、関係条例の改正を行う。

(2) 内容

ア 茅ヶ崎保健福祉事務所の廃止等

茅ヶ崎保健福祉事務所を廃止し、平塚保健福祉事務所の所管区域とする等の変更を行う。

(ア) 神奈川県行政機関設置条例（第10条関係）

(イ) 感染症診査協議会条例（第2条関係）

イ 条例の適用除外等

次の3条例について、茅ヶ崎市を条例の適用除外等とする。

(ア) 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（第2条関係）

(イ) 小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例（第4条関係）

(ウ) 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（第7条、別表第1及び別表第2関係）

(3) 施行期日

平成29年4月1日。ただし、(2)イ(ア)について、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

問い合わせ先

(2)ア

総務局組織人材部

人事企画担当課長 門脇 電話 045-285-0820

人事課人事企画グループ 吉田 電話 045-210-2160

(2)イ

保健福祉局総務室

管理担当課長 徳永 電話 045-210-4611

総務グループ 長澤 電話 045-210-4618

子ども自立生活支援センター設置関係2議案の概要

(1) 目的

虐待の影響などから様々な課題を抱えた情緒障害、発達障害や知的障害のある子どもに対し、総合的な支援体制を構築するため、中里学園及びひばりが丘学園の機能を統合・強化し、心理・医療等の専門的ケアができる入所機能をもった子ども自立生活支援センターを新たに設置することに伴い、神奈川県立の児童福祉施設に関する条例等の2条例の改正を行う。

(2) 内容

ア 神奈川県立の児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法に規定する乳児院、障害児入所施設及び児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）を併設する施設として子ども自立生活支援センターを新たに設置するとともに、中里学園を廃止するなどの改正を行う。

イ 神奈川県立の福祉型障害児入所及び障害者支援複合施設に関する条例の一部を改正する条例

障害児入所施設機能を子ども自立生活支援センターに移転することに伴い、ひばりが丘学園を廃止するなどの改正を行う。

(3) 施行期日

平成29年3月1日（中里学園及びひばりが丘学園の廃止については、同年4月1日）

〔施設の移行スケジュール〕

平成29年2月以前	平成29年3月	平成29年4月以降
中里学園（3月末閉園） 乳児院 児童養護施設		
ひばりが丘学園（3月末閉園） 障害児入所施設 障害者支援施設（休止中）		
	子ども自立生活支援センター（4月本格開所） ※3月から中里学園及びひばりが丘学園の児童を一部受入れ 乳児院 障害児入所施設 児童心理治療施設（新設）	

問い合わせ先

(1)、(2)ア、(3)

県民局次世代育成部

児童自立支援拠点開設準備担当課長

剣持 電話 045-285-0806

子ども家庭課児童自立支援拠点開設準備グループ

蔵谷 電話 045-285-0807

(2)イ

保健福祉局福祉部

障害サービス担当課長

弘末 電話 045-210-4702

障害福祉課施設指導グループ

堀口 電話 045-210-4724

神奈川県立保健福祉大学条例の一部を改正する条例案の概要

(1) 目的

神奈川県立保健福祉大学大学院に博士課程を設置することに伴い、大学院の修業年限を2年から前期2年、後期3年に改めるため、所要の改正を行う。

(2) 内容

○ 修業年限に関する改正

現在の大学院修士課程を大学院博士前期課程に改め、新たに大学院博士後期課程を設置するため、修業年限に関する規定を改める。

	現 行	改正案
大学院修業年限	2年	前期 2年 後期 3年

(3) 施行期日

平成29年4月1日

【参考】神奈川県立保健福祉大学博士課程の概要

○ 博士前期課程

現在の大学院修士課程（2年）を大学院博士前期課程（2年）に改める。

- ・設置年月日 平成19年4月1日
- ・入学定員 20名
- ・修業年限 2年

○ 博士後期課程

- ・設置年月日 平成29年4月1日
- ・入学定員 5名
- ・修業年限 3年
- ・学位名 博士（保健福祉学）

問い合わせ先

保健福祉局保健医療部

公立大学法人化担当課長

深井 電話 045-210-1111(内線 4825)

保健人材課公立大学法人化グループ

山田 電話 045-210-1111(内線 4827)